



❓ 新型インフルエンザワクチンは接種するべきなのでしょうか？

ワクチンの接種は義務ではありません。正しい情報に基づいた、個人個人の判断が必要です。

⚠️ インフルエンザワクチンはウイルスの感染やインフルエンザの発症を完全には防げません

インフルエンザワクチンは、重症化や死亡を防ぐには一定の効果を示すとされていますが、感染や発症を完全に防ぎ、流行を阻止することはできません。また、ワクチンといえどもヒトの身体には「異物」ですので、副作用^{※1}をおこすこともあります。

副作用^{※1}

新型インフルエンザワクチンの副作用としては、季節性インフルエンザワクチンと同様なものが予想されています。季節性インフルエンザワクチンでは、接種部位の発赤・腫脹や倦怠感といった軽度なものが比較的多くみられます。また、ワクチンが原因とは断定できないものも含まれますが、まれに重大な副作用も報告されています。

<軽度なもの>

接種部位の発赤・腫脹や疼痛、発熱、頭痛、悪寒、倦怠感など（2～3日で消失）

→接種者の10%程度に発生

過敏症（発疹、じんましん、かゆみ、発赤など）

→まれに発生

<重大なもの>

ショック、アナフィラキシー様症状（じんましん、呼吸困難など）、急性散在性脳脊髄炎、肝機能障害、ギラン・バレー症候群、けいれん、喘息発作など

→まれに発生



⚠️ 死亡や重症化する感染者の発生をできるだけ減らす

⚠️ そのために必要な医療を確保する

「新型インフルエンザ(AH1pdm)」は、感染力は強いものの、多くの人が感染しても軽症のまま回復しています。しかし一方で、妊婦や基礎疾患を持つ人などが重症化しやすく、若年者での発症者数が多い(=相対的に重症化する者の数が増える可能性あり)等の情報が集まっています。さらに、新型インフルエンザ(AH1pdm)は、今年になって初めてヒトの間で流行しているウイルスなので、国民の多くは免疫を持っておらず、この秋冬には季節性インフルエンザを上回る勢いで発症者数が増えることが予想されます。

厚生労働省は、インフルエンザワクチンの特性と今まで分かっている新型インフルエンザの性質から、限られた数の新型インフルエンザワクチンを有効に利用するために、「死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと」「そのために必要な医療を確保すること」を目的として、ワクチンの優先接種対象者^{※2}を決定しました。

ワクチンの優先接種対象者^{※2}

- (1) インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者（救急隊員含む）
→ 必要な医療を確保するために接種が必要
- (2) 妊婦、基礎疾患^{※3}を有する方
→ 死亡者や重症者を減らすために接種が必要
- (3) 1歳から小学校3年生に相当する年齢の小児
→ 死亡者や重症者を減らすために接種が必要
- (4) 1歳未満の小児の保護者、優先接種者のうち、予防接種が受けられない方
→ 死亡者や重症者を減らすために接種が必要
(1歳未満の小児はワクチンの効果が小さいため、保護者に接種する)
- (5) その他の対象者
小学校4～6年生、中学生、高校生に相当する年齢の者
高齢者(65歳以上：基礎疾患を有する者を除く)
→ 死亡者や重症者を減らすために接種が必要

基礎疾患^{※3}：慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性肝疾患、神経疾患・神経筋疾患、血液疾患、糖尿病、疾病や治療に伴う免疫抑制状態、小児科領域の慢性疾患

▲ 新型インフルエンザワクチンの接種は義務ではありません

新型インフルエンザワクチンの優先接種対象者であっても、ワクチンを必ず接種しなければならないわけではありません。また、優先接種対象者でも、基礎疾患の状態や薬剤の成分へのアレルギーの有無などによっては、ワクチンを接種するのは適さない場合があります。ワクチンの接種については、主治医によく相談して決めるようにしてください。

▲ 新型インフルエンザワクチンの接種について情報を集めましょう

新型インフルエンザワクチンの接種場所や時期、安全性についての検討内容といった情報は、ホームページで確認することができます。

○横浜市保健所ホームページ「新型インフルエンザワクチン関連情報」

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/hokenjo/genre/kansensyo/influvac.html>

○厚生労働省ホームページ「ワクチン関連情報」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_vaccine.html

○厚生労働省ホームページ「新型インフルエンザワクチン Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/dl/infu091002-01.pdf>

○厚生労働省ホームページ「妊婦・基礎疾患等をお持ちの方々へ」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/inful_ninpu.html